

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 委託者非指図型投資信託（第七十七条―第九十三条の二）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「新投資口予約権証券」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 委託者非指図型投資信託（第七十七条―第九十三条）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運</p>

券、投資主、新投資口予約権、新投資口予約権証券、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「適格機関投資家私募」又は「特定投資家私募」とは、それぞれ法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募又は特定投資家私募をいう。

(受益証券の譲渡に関する制限等)

第五条 (略)

2 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

一 (略)

二 当該受益証券の発行者と当該受益証券の取得の申込みの勧誘に応じて当該受益証券を取得しようとする者(以下この号において「取得者」という。)との間及び当該取得の申込みの勧誘を行う者と当該取得者との間において、次のイ及びロに掲げる事項(ロに掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。)を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

イ (略)

ロ 次に掲げる場合には、当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

(1) 当該受益証券の発行者又はその役員(取締役、監査役、執

用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「適格機関投資家私募」又は「特定投資家私募」とは、それぞれ法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募又は特定投資家私募をいう。

(受益証券の譲渡に関する制限等)

第五条 (略)

2 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一 (略)

二 当該受益証券の発行者と当該受益証券の取得の申込みの勧誘に応じて当該受益証券を取得しようとする者(以下この号において「取得者」という。)との間及び当該取得の申込みの勧誘を行う者と当該取得者との間において、次のイ及びロに掲げる事項(ロに掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。)を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

イ (略)

ロ 次に掲げる場合には、当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

(1) 当該受益証券の発行者又はその役員(取締役、監査役、執

行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。) であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）に対して譲渡する場合

(2) (略)

3・4 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令

行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。) であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）に対して譲渡する場合

(2) (略)

3・4 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令

で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 法第五条第二項（法第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により記載事項を提供する場合には、当該記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まで（の間）、提供先から当該記載事項の交付の請求があつた場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること。

四 (略)

3 (略)

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令で定める指標は、当

で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 法第五条第二項（法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により記載事項を提供する場合には、当該記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まで（の間）、提供先から当該記載事項の交付の請求があつた場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること。

四 (略)

3 (略)

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令で定める指標は、当

該指標に係る投資信託の受益証券をその開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場しようとする金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又はその開設する店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買を行わせようとする認可金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が、その規則で定めるところにより、次に掲げる要件の全てを満たすものとして指定しているものとする。

一～六 （略）

2・3 （略）

4 令第十二条第一号イに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、次のイに掲げる場合には当該イに定める部分に限り受益証券をもつて返還することができ、次のロに掲げる場合には当該ロに定める部分に限り金銭を交付することができる。

イ 当該有価証券又は商品の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合 その差額に相当する部分

ロ 当該有価証券に、その配当落ち又は権利落ち後、当該配当を

該指標に係る投資信託の受益証券をその開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場しようとする金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又はその開設する店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買を行わせようとする認可金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が、その規則で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすものとして指定しているものとする。

一～六 （略）

2・3 （略）

4 令第十二条第一号イに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、当該有価証券又は商品の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り受益証券をもつて返還することができる。

（新設）

（新設）

受け又は当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（株券又は投資証券に限る。以下ロにおいて同じ。）が含まれる場合、当該受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券の評価額に相当する部分

二（略）

5 令第十二条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品（以下「各銘柄の有価証券等」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下この項及び次項において「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める金銭をもって取得することができる。

イ 当該各銘柄の有価証券等に、その配当落ち又は権利落ち後、当該配当を受け又は当該権利を取得することができる者が確定

二（略）

5 令第十二条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品（以下「各銘柄の有価証券等」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の有価証券等にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。次項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得することができる。

（新設）

する日又はその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（株券又は投資証券に限る。以下イにおいて同じ。）が含まれる場合、当該受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該有価証券を当該投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭

ロ 当該各銘柄の有価証券等に、その募集に応じる者が発行した株式又はその親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。次項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合、当該株式に相当する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭

二 (略)

6 令第十二条第二号ハに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には当該イ又はロのそれぞれに定める部分に限っては、受益証券をもって返還することができる。次のハに掲げる場合には当該ハに定める部分に限っては、金銭を交付することができる。

イ・ロ (略)

(新設)

二 (略)

6 令第十二条第二号ハに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券又は商品は、評価額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には当該イ又はロのそれぞれに掲げる部分に限っては、受益証券をもって返還することができる。

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券に、その配当落ち又は権利落ち後、当該配当を受け又は当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券（株券又は投資証券に限る。以下ハにおいて同じ。）が含まれる場合 当該受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券の評価額に相当する部分

二 (略)

7 令第十二条第四号イに定める受益証券の取得は、金銭の額とその運用の対象とする上場有価証券等（同条第一号イに規定する上場有価証券等をいう。次項において同じ。）の評価額との合計額をもって、それに相当する一定口数の受益証券を取得するものであることとする。

8 令第十二条第四号ロに定める受益証券とその投資信託財産に属する金銭又は上場有価証券等との交換は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一 当該投資信託財産に属する金銭の額と上場有価証券等の評価額との合計額をもって、それに相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。

二 受益者より交換の請求があった場合には、当該投資信託の委託者は受益者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する金銭又は上場有価証券等のうち、当該投資信託財産に對する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

9 前五項に規定する評価額とは、投資信託約款において定める時点

(新設)

二 (略)

(新設)

(新設)

7 前三項に規定する評価額とは、投資信託約款において定める時点

における公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。

10| 令第十二条第三号に定める投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一・二 (略)

(指図行使すべき株主権等)

第二十一条 (略)

2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第四百一条第一項、第四百九条の三第一項、第四百九条の八第一項、第四百九条の十三第一項及び第八十四条第一項において準用する会社法第二百十條の規定に基づく権利並びに法第八十八條の二十三第一項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第四号に係る部分に限る。)、第四百四十二條第六項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第五号に係る部分に限る。)、及び法第五十條第一項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、の規定に基づき同項第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

3・4 (略)

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第二項(法第五十四條第一項において準用す

における公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。

8| 令第十二条第三号に定める投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件の全てを満たして行うものとする。

一・二 (略)

(指図行使すべき株主権等)

第二十一条 (略)

2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第四百一条第一項、第四百九条の三第一項、第四百九条の八第一項及び第四百九条の十三第一項の規定に基づく権利並びに法第四百四十二條第六項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第五号に係る部分に限る。)、及び法第五十條第一項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、の規定に基づき同項第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

3・4 (略)

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第二項(法第五十四條第一項において準用す

る場合を含む。)に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいい、金融商品取引所の規則又は金融商品取引清算機関(同条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。)の業務方法書の定めるところにより行われるものに限る。)に係る権利

五～八 (略)

2 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいい、前項第四号に掲げるものを除く。次項第二号において同じ。)

三 (略)

四 金銭債権(令第三条第七号に掲げるものをいい、前項第六号に掲げるものを除く。次項第四号において同じ。)

五 (略)

六 商品(前項第七号に掲げるものを除く。次項第六号において同じ。)

七 商品投資等取引(令第三条第十号に規定する商品投資等取引を

る場合を含む。)に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(新設)

四～七 (略)

2 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。次項第二号において同じ。)

三 (略)

四 金銭債権(令第三条第七号に掲げるものをいい、前項第五号に掲げるものを除く。次項第四号において同じ。)

五 (略)

六 商品(前項第六号に掲げるものを除く。次項第六号において同じ。)

七 商品投資等取引(令第三条第十号に規定する商品投資等取引を

<p>3 (略)</p> <p>いい、前項第八号に掲げる商品投資取引を除く。次項第七号において同じ。)</p>	<p>3 (略)</p> <p>いい、前項第七号に掲げる商品投資取引を除く。次項第七号において同じ。)</p>
<p>2 (略)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)</p>
<p>3 (略)</p> <p>投資信託委託会社は、投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われた場合にあっては、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを法第十三条第一項に規定する受益者(令第十九条第一項に規定する者を除く。以下この項において同じ。)に交付することに代えて、法第十三条第一項各号に掲げる取引が行われた後、遅滞なく、当該事項を公告し、かつ、当該事項を記載した当該取引が行われた後最初に到来する作成期日(法第十四条第一項に規定する作成期日をいう。第二十五条の三及び第二百四十八条第三項において同じ。)に係る法第十四条第一項に規定する運用報告書を法第十三条第一項に規定する受益者に対して交付することができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等)</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>令第十九条第五項第六号に規定する内閣府令で定める商品は、第</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>令第十九条第五項第六号に規定する内閣府令で定める商品は、第</p>

二十二条第一項第七号に掲げるもの以外の商品とする。

5 令第十九条第五項第七号に規定する内閣府令で定める取引は、第二十二條第一項第八号に掲げる取引以外の商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）とする。

（電磁的方法）

第二十五条の二 法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 提供者等（提供者（法第十四条第二項により同条第一項の運用報告書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者をいう。以下この条において同じ。）又は提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを提供先（記載事項を提供する相手方をいう。以下この条において同じ。）若しくは提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と提供先等（提供先及び提供先との契約により顧客ファイル（専ら当該提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備

二十二条第一項第六号に掲げるもの以外の商品とする。

5 令第十九条第五項第七号に規定する内閣府令で定める取引は、第二十二條第一項第七号に掲げる取引以外の商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）とする。

（新設）

え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法

ロ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた当該提供先の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の提供先の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 提供先が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（提供先の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を提供先に対し通知するものであること。ただし、提供先が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1) 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

(2) 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつた

ときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)、提供先から当該記載事項の交付の請求があつた場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること¹⁾

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報が当該提供先に対し書面により通知され、又は顧客ファイルに記録されるものであること。

ロ 前号イに掲げる基準に該当する場合にあつては、同号イに規定する期間を経過するまでの間において、提供先が閲覧ファイルを閲覧するために使用する電子計算機と当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない²⁾

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、提供者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた提供先等又は提供者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の

交付)

第二十五条の三 法第十四条第四項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による法第十四条第一項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の作成及び交付は、当該運用報告書に係る作成期日ごとに行うものとする。

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第二十九条 法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四条第二項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第七条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるものとする。

1 (受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者指図型投資信託の併合)

第二十九条の二 法第十七条第一項に規定する委託者指図型投資信託の併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する委託者指図型投資信託の併合とする。

一 当該併合後の委託者指図型投資信託に属することとなる財産が

(新設)

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第二十九条 法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四条第二項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第七条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。

(新設)

当該併合前の投資信託約款に記載された投資信託財産の運用方針に反しないと認められること。

二 当該併合の前後で当該委託者指図型投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。

三 当該委託者指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額が併合をする他の委託者指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額の五倍以上であること。ただし、当該委託者指図型投資信託の投資信託財産と当該他の委託者指図型投資信託の投資信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合はこの限りでない。

(書面による決議の決定事項)

第三十一条 法第十七条第一項第四号(法第二十条第一項及び第五十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜六 (略)

七 法第十八条第一項(法第二十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による受益権の買取請求の内容及び手続に関する事項(法第十八条第二項(法第二十条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。))に規定する委託者指図型投資信託に該当する場合を除く。)

八 法第十八条第二項に規定する委託者指図型投資信託にあつては、前号に規定する買取請求をすることができない旨

(書面による決議の決定事項)

第三十一条 法第十七条第一項第四号(法第二十条第一項及び第五十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜六 (略)

七 法第十八条第一項(法第二十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による受益権の買取請求の内容及び手続に関する事項

(新設)

（反対受益者の受益権買取請求を適用しない委託者指図型投資信託）

第四十条の二 法第十八条第二項に規定する受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは、投資信託委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に償還されることとなる委託者指図型投資信託とする。

（投資信託約款の重大な内容の変更）

第九十一条 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十八条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるものとする。

（受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者非指図型投資信託の併合）

第九十一条の二 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する委託者非指図型投資信託の併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる

（新設）

（投資信託約款の重大な内容の変更）

第九十一条 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十八条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。

（新設）

要件の全てに該当する委託者非指図型投資信託の併合とする。

一 当該併合後の委託者非指図型投資信託に属することとなる財産が当該併合前の投資信託約款に記載された投資信託財産の運用方針に反しないと認められること。

二 当該併合の前後で当該委託者非指図型投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。

三 当該委託者非指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額が併合をする他の委託者非指図型投資信託の投資信託財産の純資産総額の五倍以上であること。ただし、当該委託者非指図型投資信託の投資信託財産と当該他の委託者非指図型投資信託の投資信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合はこの限りでない。

(反対受益者の受益権買取請求を適用しない委託者非指図型投資信託)

第九十三条の二 法第五十四条第一項において準用する法第十八条第二項に規定する受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることができ、それにより当該受益権の公正な価格が当該受益者に償還されることとなる委託者非指図型投資信託とする。

(外国投資信託約款等の重大な内容の変更)

第九十九条 法第五十九条において準用する法第十七条第一項に規定

(新設)

(外国投資信託約款等の重大な内容の変更)

第九十九条 法第五十九条において準用する法第十七条第一項に規定

する外国投資信託約款等の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、当該外国投資信託約款等の記載事項の変更であつて、当該外国投資信託約款等に係る外国投資信託の商品としての基本的な性格を変更させることとなるものとする。

(受益者の利益に及ぼす影響が軽微な外国投資信託の併合)

第九十九条の二 法第五十九条において準用する法第十七条第一項に規定する外国投資信託の併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する外国投資信託の併合とする。

- 一 当該併合後の外国投資信託に属することとなる財産が当該併合前の外国投資信託約款等に記載された外国投資信託の信託財産の運用方針に反しないと認められること。
- 二 当該併合の前後で当該外国投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。
- 三 当該外国投資信託の信託財産の純資産総額が併合をする他の外国投資信託の信託財産の純資産総額の五倍以上であること。ただし、当該外国投資信託の信託財産と当該他の外国投資信託の信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合はこの限りでない。

(規約の記載事項の細目)

第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、

する外国投資信託約款等の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、当該外国投資信託約款等の記載事項の変更であつて、当該外国投資信託約款等に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。

(新設)

(規約の記載事項の細目)

第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、

。 次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ ホ (略)

へ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、これらの資産のみを信託する信託の受益権及び第二百一十一条の二第一項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に第二百一十一条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨

ト (略)

チ 令第六十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に第二百一十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該株式又は出資を取得する場合には、その旨

二 (略)

三 法第六十七条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ (略)

ロ 利益（法第三百三十六条第一項に規定する利益をいう。）を超えて金銭の分配をする場合は、その旨及び分配に充てるべき金

。 次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ ホ (略)

へ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨

ト (略)

(新設)

二 (略)

三 法第六十七条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ (略)

ロ 利益（法第三百三十六条に規定する利益をいう。）を超えて金銭の分配をする場合は、その旨及び分配に充てるべき金額の計

額の計算方法

ハ (略)

四〇七 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第六六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一〇六 (略)

六の二 法第八十八条の五第二項において準用する会社法第二百五

十二条第二項第二号

七〇七 (略)

(招集の決定事項)

第一百七十七条 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 書面による議決権の行使の期限(創立総会(法第七十三条第三項に規定する創立総会をいう。以下同じ。))の日時以前の時であつて、同条第四項において準用する法第九十一条第一項本文の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る()。

算方法

ハ (略)

四〇七 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第六六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一〇六 (略)

(新設)

七〇七 (略)

(招集の決定事項)

第一百七十七条 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 書面による議決権の行使の期限(創立総会(法第七十三条第三項に規定する創立総会をいう。以下同じ。))の日時以前の時であつて、同条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る()。

三・四 (略)

五 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による議決権の行使の期限（創立総会の日時以前の時であつて、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第一項本文の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ (略)

（投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする資産）

第二百二十八条の二 令第六十九条の二に規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、第二百五条第一号へに規定する不動産等資産とする。

（自己の投資口を取得することができる場合）

第二百二十九条 法第八十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合（法第八十条第一項第二号及び第三号並びに前三号に掲げる場合を除く。）

三・四 (略)

五 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による議決権の行使の期限（創立総会の日時以前の時であつて、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ (略)

（新設）

（自己の投資口を取得することができる場合）

第二百二十九条 法第八十条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合（法第八十条第一項第一号及び第二号並びに前三号に掲げる場合を除く。）

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 海外不動産保有法人の発行済株式又は出資を有する場合(当該株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該株式又は出資を有する場合に限る。)には、当該株式又は出資に関する次に掲げる事項

イ 当該海外不動産保有法人に対する投資額

ロ 当該海外不動産保有法人の組織形態、目的、事業内容及び利益の分配方針

ハ 当該投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に対する割合

ニ 当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規制の内容

四 前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動産(以下この号において「間接投資不動産」という。)に関する次に掲げる事項

イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分し

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

- た間接投資不動産について、各物件の名称、所在地、所有者、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。以下この号において同じ。）
- ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称
 - ハ 担保の内容
 - ニ 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の間接投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）
 - ホ 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称
 - ヘ 各物件の投資比率（当該物件の価格が全ての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）
 - ト 間接投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下トにおいて「テナント」という。）がある場合には、次に掲げる事項（やむを得ない事情により記載できないものにあつてはその旨）
 - (1) テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率
 - (2) 物件ごとのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率
 - (3) 主要なテナント（当該テナントの賃貸面積の合計が全ての

間接投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいう。)がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金、その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

(新投資口予約権原簿記載事項の記載等の請求)

第一百三十九条の二 法第八十八条の八第四項において準用する会社法第二百六十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新投資口予約権を当該新投資口予約権を発行した投資法人以外の者から取得した者(当該投資法人を除く。以下この条において「新投資口予約権取得者」という。)が、新投資口予約権者として新投資口予約権原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該新投資口予約権取得者の取得した新投資口予約権に係る法第八十八条の八第四項において準用する会社法第二百六十条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 新投資口予約権取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 新投資口予約権取得者が一般承継により当該投資法人の新投資口予約権を取得した者である場合において、当該一般承継を証す

(新設)

る書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 新投資口予約権取得者が当該投資法人の新投資口予約権を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

2 前項の規定にかかわらず、新投資口予約権取得者が取得した新投資口予約権が証券発行新投資口予約権（法第八十八条の五第一項第二号二に規定する証券発行新投資口予約権をいう。）である場合には、法第八十八条の八第四項において準用する会社法第二百六十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、新投資口予約権取得者が新投資口予約権証券を提示して請求をした場合とする。

（新投資口予約権の行使により投資口に端数が生じる場合）

第三百三十九条の三 法第八十八条の十九第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する投資口の価格とする方法とする。

一 新投資口予約権の行使の日（以下この条において「行使日」という。）における当該投資口を取引する市場における最終の価格（当該行使日に売買取引がない場合又は当該行使日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

二 行使日において当該投資口が公開買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当

（新設）

する外国の法令に基づく制度をいう。第二百四条第一項第二号において同じ。）の対象であるときは、当該行使日における当該公開買付け等に係る契約における当該投資口の価格

（招集の決定事項）

第四百十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（規約に第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）とする。

一・二（略）

三 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

四〇六（略）

七 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ（略）

八・九（略）

（招集の決定事項）

第四百十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（規約に第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）とする。

一・二（略）

三 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

四〇六（略）

七 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ（略）

八・九（略）

(投資主総会参考書類)

第四百四十一条 (略)

2 (略)

3 執行役員は、投資主総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知(法第九十一条第一項本文又は第二項の規定による通知をいう。以下この項、次条第五項、第五百五十四条第一項並びに第五百五十五条第三項及び第四項において同じ。)を发出した日から投資主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を投資主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(執行役員の選任に関する議案)

第四百四十三条 執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜六 (略)

七 法第九十九条第二項の規定を適用するときは、その旨

2・3 (略)

(監督役員の選任に関する議案)

第四百四十四条 執行役員が監督役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければ

(投資主総会参考書類)

第四百四十一条 (略)

2 (略)

3 執行役員は、投資主総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知(法第九十一条第一項又は第二項の規定による通知をいう。以下この項、次条第五項、第五百五十四条第一項並びに第五百五十五条第三項及び第四項において同じ。)を发出した日から投資主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を投資主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(執行役員の選任に関する議案)

第四百四十三条 執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜六 (略)

(新設)

2・3 (略)

(監督役員の選任に関する議案)

第四百四十四条 執行役員が監督役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければ

ばならない。

一〇六 (略)

七 法第一百一条第二項において準用する法第九十九条第二項の規定を適用するときは、その旨

2 (略)

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を發出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置(第五十四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。)を使用する方法によって行われるものに限る。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 (略)

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十三号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係

ばならない。

一〇六 (略)

(新設)

2 (略)

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を發出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置(第五十四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。)を使用する方法によって行われるものに限る。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 (略)

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十一号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係

るものを除く。)及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主總會参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四 (略)

2 (略)

(投資法人のその他一般事務)

第六十九條 法第七十七條第一号に掲げる事務(新投資口予約権無償割当て(法第八十八條の十三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。))に関する事務を除く。)を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 (略)

2 法第七十七條第六号に規定する内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一〇五 (略)

五の二 法第七十七條第二号及び第四号に掲げるもののほか、新投資口予約権者の権利行使に関する請求その他の新投資口予約権者からの申出の受付に関する事務

五の三 自己の投資口の取得に関する事務(自己の投資口の取得の対価である金銭の支払に関する事務を含む。)

六〇八 (略)

3 投資法人は、前項第一号から第三号まで、第五号の三又は法第七十七條第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に

るものを除く。)及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主總會参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四 (略)

2 (略)

(投資法人のその他一般事務)

第六十九條 法第七十七條第一号に掲げる事務を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 (略)

2 法第七十七條第六号に規定する内閣府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

六〇八 (略)

3 投資法人は、前項第一号から第三号まで又は法第七十七條第二号(投資主名簿に係るものに限る。)若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があったと

更があつたときは、その変更の内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を投資主に通知しなければならない。ただし、軽微な変更であつて、法第二百二十九条第二項に規定する資産運用報告（当該変更の日の属する営業期間に係る資産運用報告に限る。）に記載するものについては、この限りでない。

4 投資法人は、第二項第四号若しくは第五号又は法第一百七十七条第二号（投資法人債原簿に係るものに限る。）若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があつたときは、その変更の内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を当該変更があつた種類（法第三百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。）の投資法人債権者に通知しなければならない。

5 投資法人は、第二項第五号の二又は法第一百七十七条第二号（新投資口予約権原簿に係るものに限る。）若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があつたときは、その変更の内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を当該変更があつた新投資口予約権に係る新投資口予約権者に通知しなければならない。

（金銭の分配等）に関して責任をとるべき執行役員等）

きは、その変更の内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を投資主に通知しなければならない。

4 投資法人は、第二項第四号若しくは第五号又は法第一百七十七条第二号（投資法人債原簿に係るものに限る。）若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があつたときは、その内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を当該変更があつた種類（法第三百三十九条の七において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。）の投資法人債権者に通知しなければならない。

（新設）

（金銭の分配等）に関して責任をとるべき執行役員等）

第七百七十五条 (略)

2 (略)

3 法第八十条の二第二項の規定により、同条第一項の規定による投資口の取得を金銭の分配とみなして法第三十八条の規定を適用する場合においては、第一項第一号中「剰余金の配当による金銭等」とあるのは「法第八十条の二第一項の規定による投資口の取得による金銭」と、同項第二号中「法第三十一条第二項の金銭の分配に係る計算書の承認」とあるのは「法第八十条の二第三項に規定する役員会の決議」と、同項第三号中「分配可能額」とあるのは「投資口の取得可能額」とする。

(短期投資法人債の発行の要件)

第九十二条 法第三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる不動産の修繕(事故、災害その他の事由により緊急に必要なものに限る。)に必要な資金の調達

イ・ロ (略)

ハ 令第十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資を有する場合(当該株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該株式又は出資を有する場合に限る。)にお

第七百七十五条 (略)

2 (略)

(新設)

(短期投資法人債の発行の要件)

第九十二条 法第三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる不動産の修繕(事故、災害その他の事由により緊急に必要なものに限る。)に必要な資金の調達

イ・ロ (略)

(新設)

いて当該海外不動産保有法人が有する不動産

三 (略)

四 投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債の発行により資金の調達をしようとする場合における当該発行までの間に必要な資金の調達

2 3 4 (略)

(吸収合併消滅法人の事前開示事項)

第九十三條 法第九十九條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

二の二 吸収合併に係る新投資口予約権の定めに関する事項

三 3 5 (略)

2 3 4 (略)

5 第一項第二号の二に規定する「吸収合併に係る新投資口予約権の定めに関する事項」とは、法第九十七條第一項第四号に掲げる事項についての定めに関する事項とする。

6 (略)

(吸収合併存続法人の事前開示事項)

第九十四條 法第九十九條の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

三 (略)

四 投資証券又は投資法人債の発行により資金の調達をしようとする場合における当該発行までの間に必要な資金の調達

2 3 4 (略)

(吸収合併消滅法人の事前開示事項)

第九十三條 法第九十九條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

三 3 5 (略)

2 3 4 (略)

(新設)

5 (略)

(吸収合併存続法人の事前開示事項)

第九十四條 法第九十九條の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

一の二 法第百四十七条第一項第四号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め（全部の新投資口予約権の新投資口予約権者に対して交付する金銭の額を零とする旨の定めを除く。）の相当性に関する事項

二〇五 (略)

(吸収合併存続法人の事後開示事項)

第百九十五条 法第百四十九条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅法人における法第百四十九条の三及び第百四十九条の三の二の規定並びに法第百四十九条の四の規定による手続の経過

三〇七 (略)

(新設合併消滅法人の事前開示事項)

第百九十六条 法第百四十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

一の二 新設合併消滅法人の全部又は一部が新投資口予約権を発行しているときは、法第百四十八条第一項第七号に掲げる事項についての定めに関する事項

一 (略)

(新設)

二〇五 (略)

(吸収合併存続法人の事後開示事項)

第百九十五条 法第百四十九条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 吸収合併消滅法人における法第百四十九条の三及び第百四十九条の四の規定による手続の経過

三〇七 (略)

(新設合併消滅法人の事前開示事項)

第百九十六条 法第百四十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(新設)

二〇五 (略)

(新設合併設立法人の作成事項)

第九十七條 法第九十九條の十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第九十九條の十三及び法第九十九條の十三の二の規定並びに法第九十九條の十四において準用する法第九十九條の四の規定による手續の経過

三・四 (略)

(金銭分配請求權が行使される場合における残余財産の価格)

第二百四條 法第五十八條第三項において準用する会社法第五百五十三條第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

一 (略)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

二〇五 (略)

(新設合併設立法人の作成事項)

第九十七條 法第九十九條の十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第九十九條の十三の規定及び法第九十九條の十四において準用する法第九十九條の四の規定による手續の経過

三・四 (略)

(金銭分配請求權が行使される場合における残余財産の価格)

第二百四條 法第五十八條第三項において準用する会社法第五百五十三條第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

一 (略)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等(金融商品取引法第二十七條の二第六項(同法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。)の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 (略)

(投資法人の登録申請書の記載事項)

第二百十四条 法第八十八条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

十 令第十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該株式又は出資を取得する場合には、当該海外不動産保有法人に係る次に掲げる事項

イ 目的、商号及び住所

ロ 組織及び役員に関する事項

ハ 資産の管理及び処分に関する事項(取得する資産の内容、取得の時期及び譲受人に関する事項を含む。)

ニ 計算及び利益の分配に関する事項

ホ 株主又は出資者が有する権利に関する事項

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十五条 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〇十三 (略)

2 (略)

(投資法人の登録申請書の記載事項)

第二百十四条 法第八十八条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

(新設)

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十五条 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〇十三 (略)

十四 令百十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法

(新設)

人の発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該株式又は出資を取得する場合には、当該海外不動産保有法人に係る次に掲げるもの

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 当該海外不動産保有法人が所在する国の法令に基づき当該海外不動産保有法人の設立について承認、認可、許可若しくは届出又はこれらに相当するものが行われている場合には、その承認書、認可書、許可書若しくは届出書又はこれらに相当する書面の写し

ハ 当該海外不動産保有法人について登記が行われている場合には、登記事項証明書又はこれに相当する書面の写し

ニ 株主名簿又はこれに相当する書類

ホ 直近の事業年度に係る貸借対照表(当該事業年度がない場合には、当該海外不動産保有法人の設立の日における貸借対照表)

ヘ 当該海外不動産保有法人が所在する国における会社制度等の概要を説明する書面

(同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合)

第二百二十一条 法第九十四条第一項第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

(同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合)

第二百二十一条 法第九十四条第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

(資産運用の制限の例外となる法人)

第二百二十一条の二 令第一百六条の二に定める場合において、登録投資法人が、法第九十四条第一項第二号に定める数を超えてその株式を取得することができる法人は、次に掲げる全ての要件を満たす法人とする。

一 所在する国において専ら法第九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引を行うことをその目的とすること。

二 各事業年度（一年を超えることができないものとする。）経過後六月以内に、その配当可能な額のうち、当該登録投資法人の有する株式の数又は出資の額に応じて按分した額その他の当該法人の所在する国における法令又は慣行により、割り当てることができらる額の金銭（端数があるときは、その端数を切り捨てたもの）を当該登録投資法人に支払うこと。

2 前項第二号に規定する配当可能な額は、各事業年度において直前の事業年度の末日における第一号に掲げる額から第二号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう。

一 資産の額

二 負債の額

三 資本金の額

四 資本準備金、利益準備金その他の法定の準備金の額の合計額

五 資産につき時価を付すものとした場合においてその付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付し

(新設)

たことにより増加した貸借対照表上の純資産の額

六 前各号に掲げる額のほか、当該法人の所在する国の法令又は慣行により、配当することができない金額

3 前項の規定による配当可能な額は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者による監査又は証明を受けた当該法人の直近の貸借対照表に計上された資産の額、負債の額、資本金の額、準備金の額及び純資産の額に基づき算定されるものとする。

(監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者)

第二百四十四条 法第二百条第三号に規定する登録投資法人の監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用人(以下この号及び第三号において「役員等」という。)又は子会社の役員等として、金融商品取引業者(法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。)

二 (略)

三 当該金融商品取引業者の親会社等(金融商品取引法施行令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。)に該当する法人が、次のいずれかに掲げる法人に該当する場合における当該金融商品取引業者

イ 当該登録投資法人の監督役員を、その役員等又は子会社の役

(監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者)

第二百四十四条 法第二百条第三号に規定する登録投資法人の監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使用人として、金融商品取引業者(法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。)

二 (略)

(新設)

- 員等としている法人又はその役員等としたことのある法人
- ロ 当該登録投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えている法人
 - ハ 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員等又は子会社の役員等としている法人
 - ニ 当該登録投資法人の監督役員に無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしている法人
- 四 当該金融商品取引業者の主要株主（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この号及び第二百四十四条の三において同じ。）に該当する者が、前号イからニまでのいずれかに掲げる法人又は次のいずれかに掲げる個人に該当する場合における当該金融商品取引業者
- イ 当該登録投資法人の監督役員である者
 - ロ 当該登録投資法人の監督役員を、当該主要株主が総株主等の議決権の過半数を保有する株式会社役員等としている者
 - ハ 当該登録投資法人の監督役員の親族である者
 - ニ 当該登録投資法人の監督役員の親族を、当該主要株主が総株主等の議決権の過半数を保有する株式会社の役員等としている者
 - ホ 当該登録投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えている者
 - ヘ 当該登録投資法人の監督役員に無償又は通常取引価格より

（新設）

低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利
益の供与をしている者

(特定資産に係る不動産の鑑定評価)

第二百四十四条の二 法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定
評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせる
ものとする。

一 当該投資法人の資産運用会社の利害関係人等(法第二百一条第
一項に規定する利害関係人等をいう。第二百四十五条の二第一項
において同じ。)

二 四 (略)

(資産運用会社の利害関係人等の範囲)

第二百四十四条の三 令第二百二十三条第四号に規定する内閣府令で定
める者は、当該資産運用会社の主要株主とする。

(利害関係人等との取引の制限の例外)

第二百四十五条の二 法第二百一条の二第一項に規定する内閣府令で
定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。

一 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三
条第一項第一号に掲げる取引のうち、有価証券の取得にあつては
、当該有価証券の取得価額が、当該登録投資法人の最近営業期間

(特定資産に係る不動産の鑑定評価)

第二百四十四条の二 法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定
評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせる
ものとする。

一 当該投資法人の資産運用会社の利害関係人等(法第二百一条第
一項に規定する利害関係人等をいう。)

二 四 (略)

(資産運用会社の利害関係人等の範囲)

第二百四十四条の三 令第二百二十三条第四号に規定する内閣府令で定
める者は、当該資産運用会社の主要株主(金融商品取引法第二十九
条の四第二項に規定する主要株主をいう。)とする。

(新設)

の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引

二 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三條第一項第一号に掲げる取引のうち、有価証券の譲渡にあつては、当該有価証券の譲渡価額が、当該登録投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引

三 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三條第一項第二号に掲げる取引にあつては、当該有価証券の貸借が行われる予定日の属する当該登録投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該登録投資法人の各営業期間においていずれも当該貸借が行われることによる当該登録投資法人の営業収益の増加額が当該登録投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引

四 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三條第一項第三号に掲げる取引のうち、不動産の取得にあつては、当該不動産の取得価額が、当該登録投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれる取引

五 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三條第一項第三号に掲げる取引のうち、不動産の譲渡にあつては、当該不動産の譲渡価額が、当該登録投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であ

ると見込まれる取引

六 登録投資法人と資産運用会社の利害関係人等との法第九十三
条第一項第四号に掲げる取引にあつては、当該不動産の貸借が行
われる予定日の属する当該登録投資法人の営業期間開始の日から
三年以内に開始する当該登録投資法人の各営業期間においてい
ずれも当該貸借が行われることによる当該登録投資法人の営業収益
の増加額が当該登録投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の
十に相当する額未満であると見込まれる取引

2 | 前項第三号及び第六号において、登録投資法人の営業期間が六月
であるときは、同項第三号中「各営業期間」とあるのは「各特定営
業期間（連続する二営業期間をいう。以下この号及び第六号におい
て同じ。）（一の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る
。第六号において同じ。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあ
るのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と、同項第六号中「
各営業期間」とあるのは「各特定営業期間」と、「最近営業期間の
営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読
み替えて同項第三号及び第六号の規定を適用する。

（利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付）
第二百四十八条（略）

2（略）

3 | 資産運用会社は、令第二百二十六条第三項に規定する投資信託財産
についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行

（利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付）

第二百四十八条（略）

2（略）

（新設）

われた場合にあつては、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを同条第三項に規定する受益者に交付することに代えて、法第二百三条第二項に規定する取引が行われた後、遅滞なく、当該事項を公告し、かつ、当該事項を記載した当該取引が行われた後最初に到来する作成期日に係る法第十四条第一項に規定する運用報告書を令第二百二十六条第三項に規定する受益者に対して交付することができる。

(投資法人の帳簿書類)

第二百五十四条 法第二百十一条第一項の規定により投資法人が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
 - 五 新投資口予約権証券台帳
 - 六 八 (略)
 - 九 自己投資口取得等金額帳
 - 十 十四 (略)
- 2 (略)

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(投資法人の帳簿書類)

第二百五十四条 法第二百十一条第一項の規定により投資法人が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
 - (新設)
 - 五 七 (略)
 - (新設)
 - 八 十二 (略)
- 2 (略)

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	第三号
<p>銘柄 銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百五条第一号へに規定する海外不動産保有法人をいう。以下この号において同じ。）の発行済株式又は出資（当該株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に同令第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて有する当該株式又は出資に限る。）である場合にあつては銘柄、当該海外不動産保有法</p>	銘柄

	第三号
<p>銘柄 銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利、不動産等又は商品投資等取引に係る権利以外の資産である場合にあつては当該資産の種類及び内容）</p>	銘柄

(略)	(略)	人の有する不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利、不動産等又は商品投資等取引に係る権利以外の資産である場合にあっては当該資産の種類及び内容
-----	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互取引禁止の適用除外)

第二百七十条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ (略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互取引禁止の適用除外)

第二百七十条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ・ロ (略)

<p>二 次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。</p> <p>イ 個別の取引ごとに<u>全ての</u>受益者に当該取引の内容及び当該取引をおうとする理由を説明し、当該受益者の同意を得たものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項第一号ロの「対象特定資産取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものの売買</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 指定外国金融商品取引所（金融商品取引法施行令第二条の十の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。次項第二号の二において同じ。）に上場されている有価証券</p> <p>ニ イからハまでに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>3 第一項第一号ロの対象特定資産取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>二 次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。</p> <p>イ 個別の取引ごとに<u>すべての</u>受益者に当該取引の内容及び当該取引をおうとする理由を説明し、当該受益者の同意を得たものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項第一号ロの「対象特定資産取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものの売買</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>二〇六 (略)</p> <p>3 第一項第一号ロの対象特定資産取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

二の二 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 指定外国金融商品取引所において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

三 前項第一号ニに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

四〽八 (略)

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第三号及び法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準

(新設)

三 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

四〽八 (略)

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第三号及び法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において

用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第三号に掲げる行為を除く。）。

四・五 (略)

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（登録金融機関業務又は宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとに全ての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行うおととする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 (略)

八 信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあつては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいう。以下同じ。）を含む。）又は商品投資等取引を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

九 信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得

て準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第三号に掲げる行為を除く。）。

四・五 (略)

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（登録金融機関業務又は宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとにすべての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行うおととする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 (略)

八 信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあつては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいう。以下同じ。）を含む。）又は商品投資等取引を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

(新設)

る危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ信託会社
社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内
容とした運用を行うこと。

2 前項(第八号及び第九号に係る部分に限る。)の規定は、信託財
産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の
私募により行われている場合(当該受益証券を取得することを目的
とする他の信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの
勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。)には、適
用しない。

別表第二 (第二百五十四条第二項関係)

帳簿書類の種 類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等		備考	(略)
	新投資口予約 権証券台帳		新投資口予約 権証券の発行 及び消却、無 効又は消滅年 月日、券種、 記番号、新投				新投資口予約 権証券発行帳 、新投資口予 約権証券記番 号帳に分別し て記載するこ

2 前項(第八号に係る部分に限る。)の規定は、信託財産に係る受
益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により
行われている場合(当該受益証券を取得することを目的とする他の
信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価
証券の募集により行われている場合を除く。)には、適用しない。

別表第二 (第二百五十四条第二項関係)

帳簿書類の種 類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等		備考	(略)
	(新設)		(新設)				(新設)

	投資証券発行 金額帳	(略)	
	発行金額計算 日、貸借対照 表純資産額、 残存投資口数 、発行金額	(略)	資口予約権者 の氏名又は名 称、発行、消 却、無効又は 消滅及び残存 枚数並びにそ の数
	投資証券の発 行金額は、投 資法人の保有 する資産の内 容に照らし公 正な金額とす る(新投資口 予約権の行使 により投資証 券が発行され る場合を除く)。	(略)	
	発行金額の確 定に関する書 類を保存する こと。		とができる。

	投資証券発行 金額帳	(略)	
	発行金額計算 日、貸借対照 表純資産額、 残存投資口数 、発行金額	(略)	
	投資証券の発 行金額は、投 資法人の保有 する資産の内 容に照らし公 正な金額とす る。	(略)	
	発行金額の確 定に関する書 類を保存する こと。		

(略)	自己投資口取得等金額帳	(略)
(略)	取得若しくは処分金額又は消却金額相当額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、取得若しくは処分金額又は消却金額相当額	(略)
(略)		(略)
(略)	取得若しくは処分金額又は消却金額相当額の確定に関する帳簿書類を保存すること。	(略)
(略)	(新設)	(略)
(略)	(新設)	(略)
(略)		(略)
(略)	(新設)	(略)